

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ウクライナ国リハビリテーション体制強化に係る情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ウクライナ国リハビリテーション体制強化に係る情報
収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a01009

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウクライナ国リハビリテーション体制強化に係る情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月 ～ 2026年3月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 2025 年 7 月頃
- 2) 2025 年 10 月頃

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 3 月 11 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025 年 3 月 11 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 3 月 14 日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025 年 3 月 21 日 12 時まで
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2024 年 4 月 1 日 11 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/8GXWXGeM97>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (4) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (3) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (4) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

- (3) 提出書類
 - 1) プロポーザル・見積書・別見積書
 - 2) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（3）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（3）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

2022年2月24日にロシアがウクライナ侵攻を開始し、2025年1月現在も戦闘が続いている。2024年4月に公表された世界銀行のRapid Damage and Needs Assessment 3 (RDNA3) では、2023年12月時点で、全体の12.5%に相当する1,242の保健施設が破壊または被害を受け、保健セクターの被害額は約14億ドル、復旧・復興ニーズとしては142億ドルが必要と試算された。同分析によると、保健セクターにおける施設再建及びサービスデリバリーの復旧に関する資金ニーズとしては、二次病院の再建・新設が最も大きな割合を占め、これに次いで、リハビリテーションに係る施設の再建・新設やサービスの強化、メンタルヘルスセンターの設置及びサービス拡充の重要性が指摘されている。

ウクライナ保健省は、これらの戦争被害からの復旧に加え、既存の保健システムの課題解決を含めた復興が必要であるとの認識のもと、保健システム全体の改革と強化を行うべく、国家保健戦略2030を策定した。同戦略では、戦略目標として保健医療サービスへのアクセスの確保、保健行政に関する能力向上、保健システムの強化を掲げている。また、戦時下にて生じた新たな課題やニーズへの対応に重点的に取り組むこととしており、優先事項として、包括的なリハビリテーション及びメンタルヘルスケアサービスの拡充、緊急事態下にて保健医療サービスが逼迫する中での感染症及び非感染性疾患の負荷増大への対応の必要性を挙げている。ウクライナ政府と連携し保健分野における援助協調を牽引するWHOは、戦禍における影響が甚大でありニーズが特に高まっているとしてリハビリテーションの拡充を重視しており、特に、重度の外傷に対する専門的な治療及びリハビリテーションケアが緊急に必要な点を指摘している。また、医学リハビリテーションのみならず、外傷患者及び障害者の社会保障等の公的支援や社会環境整備等の社会リハビリテーション、さらには教育・職業リハビリテーションも含めた体制の強化が急務となっている。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、ウクライナにおいて、戦禍にて特に甚大な影響が生じているリハビリテーション分野について、政策や制度の概要・現状・課題・被害・支援ニーズ等を確認・分析し、今後の案件形成の検討に必要な基礎情報を得るとともに、実施体制や留意点にかかる分析を行うことを目的として実施するもの。なお、対象分野としては、医学・社会リハビリテーションに焦点を当てて情報収集・分析を行い、今後の協力可能性を検討することとするが、これらと密接に関係する教育・職業リハビリテーションについても基本的な情報の収集を行うこととする。ウクライナ政府（保健省・社会政策省含む）、リハビリテーションに関する保健医療施設、同分野支援を行う他ドナー及び関係する民間アクターより情報収集を行うとともに、パイロット事業を通じた医療機材整備を含むリハビリテーションに関する保健医療施設の機能強化の可能性の検証、さらに招へいを通じたウクライナ政府への知見提供及び今後の協力可能性の検討を行うこととする。

第3条 調査実施の留意事項

本調査においては、JICA 安全対策措置上、JICA 事業関係者のウクライナ入国が可能な状況と判断される場合、必要な安全対策に万全を期したうえで、現地渡航を行うこととする。ウクライナへの渡航が可能であることを前提とした見積書を作成し、実際の渡航の可否と渡航日数は現地情勢等に応じて発注者と相談の上検討すること。渡航地域は JICA の安全対策措置にて邦人渡航可能な地域のみとする。ただし、JICA 事業関係者のウクライナ渡航に関しては、現地での安全管理上、人数制限等を設けており、これら状況によっては必ずしも提案通りの時期・期間で現地渡航が可能とは限らない。このような場合、必要に応じ、ウクライナ国内のローカル人材に業務の一部を再委託することを可とする。なお、現地情勢の悪化により、渡航が困難となった場合には、必要に応じて契約変更を行う。

第4条 調査の内容

（1）インセプション・レポート（IC/R）の作成

既往資料の初期的な分析・検討を行うとともに、第3条の留意事項を念頭に置きつつ、本調査全体の方針・方法を検討したうえで、調査項目を整理して調査計画を策定し、IC/R として取り纏める。IC/R の内容（調査方針、調査計画等）を先方政府関係者に説明し、内容について合意を得る。

（2）基礎情報の収集・分析

以下の事項につき、必要な情報の収集・分析を行う。

- ・ウクライナにおけるリハビリテーション分野に関する法令・政府方針・政策・制度（リハビリテーション全般）
- ・現況下におけるリハビリテーション拡充に関する具体的施策及びその進捗状況・課題（医学・社会リハビリテーションについて）
- ・医学リハビリテーションに関するサービスデリバリー体制・課題、リハビリテーションに関するサービス提供関連施設の配置・稼働状況及び今後の拡充計画・進捗
- ・医学・社会リハビリテーションへのアクセスに関する状況・主要課題（義肢等を含むの個人向け機材のニーズや補助金等の患者の経済的負担緩和策も含む）
- ・医学リハビリテーションに従事する保健医療人材確保・育成に関する現況・課題・対応方針
- ・社会リハビリテーション、特に障害者に対する社会保障・公的支援に関する現状と課題
- ・上記事項に関する国際機関、他ドナー、国際 NGO、民間セクターの状況・計画・ニーズギャップ

※なお、リハビリテーションニーズに関しては、戦争被害に起因するもののみならず、平時からのニーズ（戦争に関係しない外傷や疾病等に起因するもの）も当然ながら存在している。ウクライナ政府としては、復旧・復興に際し、より強靱な保健システムの構築が掲げられていることから、直接的な戦争の被害者だけではなく、間接的に影響を受けた人々（避難等）及び平時より同サービス需要を有している人々等、いずれのニーズも勘案した協力を検討するに必要な情報収集・分析を行うこととする。

（3）パイロット事業実施を通じた将来的な協力可能性の検討・検証³

医学リハビリテーションに関しては、これまでの保健省との協議を通じ、戦禍による脊髄損傷患者の増加が顕著であり、保健省としてはリハビリテーションの中でもこれら患者のリハビリテーションに係る医療体制（関連検査・診断・治療・リハビリテーション等）の強化を大きな課題としていることが確認されていることから、基本的にはパイロット事業において、同内容に関する協力可能性の検討・検証を取り扱う方針とするが、調査開始後にあらためて保健省と協議・合意の上、内容を確定することとする。特に、同省は、脊髄損傷患者へのリハビリテーションに関するサービスの提供体制強化に関し、既存の保健医療施設に対し追加的な施設・機材整備を行う形で迅

³ この項目については、内容の確定については調査開始後とするものの、現時点でのパイロット事業に関するアイデアについて、本項目内に記載している保健省令による対象拠点の全部もしくは一部を対象とすることを想定したうえで、①パイロット事業の計画の策定方法、②想定テーマ、③実施期間目安、④モニタリング方法、⑤想定調達機材、⑥ソフト面協力の内容・実施方法、の6点について、プロポーザルに記載すること。また、⑤及び⑥については、対象となる可能性が高いと思われる内容の記載を求めるが、詳細な積算及び見積りは同時点では不要であり、定額計上の対象とする。なお、調達方法については受注者が調達することを前提とするが、受注者の責によらない事由により、受注者ではなく JICA による調達が適当と JICA が判断した場合は、仕様が確定した時点で JICA が調達する可能性がある。

速に拡充する方針としており、対象拠点は7か所であり、2024年7月23日付保健省令第1291号（[リンク](#)）のとおり発表されている。これら状況を踏まえ、同分野協力として短期でインパクトが高いと見込まれるものについて、保健省と協議・合意のうえ、本調査の中で、無償資金協力等の事業の可能性の検討を目的としたパイロット事業（機材調達を含む）として実施する。なお、具体的には、パイロット事業は、①パイロット実施計画の策定、②パイロット事業に関する保健省及び関係機関への説明・協議・合意、③必要機材及び必要なソフト面支援の調達、④機材の設置・稼働状況のモニタリング、⑤ソフト面支援の必要性の確認・モニタリング、⑥一連の事業を通じた今後の協力可能性及び留意事項に関する提言のとりまとめを行うこととする。

（4）ウクライナ社会政策省・保健省等の要人の本邦招へいを通じた意見交換⁴

本業務従事者は2025年度に1回（移動含め10日間から最大2週間程度を想定）の本邦招へいの「実施業務（国内移動手配含む）」及び実施中の意見交換を目的とした日本国内同行を担当することとし、これらは本契約には含めず、別途契約書を締結して実施する。なお、「受入業務」及び「監理業務」は、JICA国内事業部／国内機関又は業務主管部で対応することから、同契約には含めない（最新版「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

本招へいでは、社会リハビリテーションをテーマとし、これら政策・行政を主に所管する社会政策省を主な対象としつつ、必要に応じ保健省等の関係者も含め計画する。これまでの社会政策省との協議を通じ、早期の知見交換を希望していること、また、障害者に対する社会保障・公的支援、特に小児障害者への支援に加え高齢者に対する医療ケア体制も含めた社会保障・公的支援について日本側の知見を得たいとの要望があることを確認している。このため、可能な限り2025年度第1四半期中の実施とし、プログラムにはこれらに関する内容を含める方針とするが、最終的な時期・内容は、調査開始後に社会政策省等と協議のうえ決定する。

（5）他の開発パートナーによる協力内容や今後の計画の確認

リハビリテーションに関しては、そのニーズが膨大であるとともに、多くの国際機関、他ドナー、国際NGO等が支援する分野でもあり、円滑かつ効果的な復旧・復興支援のためには、適切な援助協調が重要である。これら開発パートナーの協力方針や内容、対象者、今後の計画についても具体的に確認することとする。

（6）今後の協力可能性に関する分析・提言

上記情報収集及びパイロット事業・招へいの実施結果を踏まえ、今後の協力可能性に関する分析・提言を取りまとめる。なお、その際は、他国・機関支援の動向、民間

⁴ この項目については、内容の確定については調査開始後とするものの、現時点での本邦招へいに関する内容及び視察先に関するアイデアについて、本項目に記載の情報に基づき、プロポーザルでの提案を求める。なお、詳細な積算及び見積りは同時点では不要であり、定額計上の対象とする。

アクターの動き等を整理し、JICAの協力の有効性の観点からも検討を行うこととする。

(7) 中間報告書・最終報告書の作成・説明・協議

上記(1)～(6)を踏まえ、2025年9月に中間報告資料(概要のみ)を、2026年2月に業務完了報告書を作成する。

中間報告書は9月上旬をめどにJICA人間開発部へドラフトを提出し、関係者が出席する会議で説明し、その協議結果も踏まえて最終化し、2025年9月末までにJICA人間開発部に提出する。最終報告書は2026年1月上旬をめどにJICA人間開発部へドラフトを提出し、JICA人間開発部のコメントを踏まえて最終化し、2026年2月末までJICA人間開発部に提出する。また、必要に応じ、ウクライナ政府に対し説明や意見聴取を含めた意見交換の場を設定する。

第5条 報告書等

(1) 報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す最終報告書はJICAへの提出用であり、ウクライナ側実施機関や他ドナー等との協議、国内の会議等に必要な分は別途用意することとする。

	報告書名	提出時期
1	インセプションレポート(日本語・英語)	2025年5月上旬
2	招へい報告書(日本語)	招へい終了後2週間以内
3	パイロット事業計画書(日本語・英語)	パイロット事業計画策定完了時
4	パイロット事業モニタリング報告書(日本語・英語)	モニタリング完了時
3	現地調査報告書(日本語)	現地調査終了後2週間以内
4	中間報告資料(日本語・英語) ※WordもしくはPowerPointを想定した概要版(形式は要相談)	調査期間中間時点
5	業務完了報告書要約版(日本語・英語)	2026年2月(契約履行期間の末日)
6	業務完了報告書(日本語)	2026年2月(契約履行期間の末日)

(2) 報告書作成要領

報告書等は電子データ(メール送付)とする。報告書等の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

別紙

業務完了報告書目次案

業務完了報告書の記載項目案は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

本調査では、現地調査・パイロット事業・招へいを通じて情報を収集し、その結果を踏まえて報告書を作成のうえ、ウクライナ保健省・社会政策省や JICA 人間開発部に説明を行う計画である。説明後のフィードバックを適宜反映した形で報告書を完成させるとともに、記載内容は以下の項目を含めることとする。

表紙、地図、写真、目次

第1章 調査概要

第2章 ウクライナにおけるリハビリテーションの概要（リハビリテーション全般に関する政府計画・政策・体制・主要課題）

第3章 医学リハビリテーションの現況及び課題・ニーズ・優先すべき取組

第4章 社会リハビリテーションの現況及び課題・ニーズ・優先すべき取組

第5章 他の開発パートナー及び民間アクターの動向

第6章 JICA による今後の協力可能性

添付資料

a) 議事録等

b) その他活動実績関係資料（パイロット事業・招へい）

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	パイロット事業に関するアイデア(ただし、実際の内容に関しては、調査開始後にあらためて協議・合意したうえで決定とする)	第4条 調査の内容 (3) パイロット事業実施を通じた将来的な協力可能性の検討・検証
2	本邦招へいの内容及び視察先に関するアイデア(ただし、実際の内容に関しては、調査開始後にあらためて協議・合意したうえで決定とする)	第4条 調査の内容 (4) ウクライナ社会政策省・保健省等の要人の本邦招へいを通じた意見交換

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：保健医療分野または社会保障分野の事業に係る経験が必須、リハビリテーションにかかる経験があれば望ましい。

※本事業はリハビリテーション分野に関する調査ではありますが、保健医療や社会保障分野のシステムの中でのリハビリテーションに関するシステム強化を取り扱うものであることから、保健医療または社会保障分野の経験を必須とし、リハビリテーションに関する業務経験があれば追加的に高く評価することとします。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 類似地域：全世界

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年4月から2026年3月まで

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約15.55人月

本邦招へいに関する業務1.7人月（受入準備業務1.4人月、受入期間業務0.3人月）を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の本邦招へい業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数の目途

延べ7回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 医学リハビリテーションパイロット事業実施・モニタリング業務（同パイロット事業の計画策定のための情報収集、ソフト面支援等の活動支援及びモニタリング等、ウクライナ国内で対応が必要な業務を想定）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- WHOによるリハビリテーション分野ブリーフィング資料（2024年7月実施）
- ウクライナ脊髄損傷学会でのWHO発表資料
- 国別研修（実施中）案件概要表
- ウクライナ国「保健施設復旧に係る情報収集・確認調査」ファイナル・レポート

2) 公開資料

特になし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無
7	ワルシャワ（ポーランド）・キーウ（ウクライナ）間の移動手配・経費（セキュリティ要員の同行含む）	有
8	ウクライナ国内での宿泊手配	有
9	ウクライナ国内での移動手配・経費	有

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウクライナ事務所及び日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してく

ださい。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 本業務においては、必要に応じてローカルコンサルタントの雇用を現地再委託により実施することを認めることとしています。ローカルリソースを活用する場合は、以下（ア）～（エ）の事項について確認し、再委託先との契約書において明確化してください。その詳細は（１）～（４）を参照してください。
 - （ア）受注者が業務従事者に対する安全配慮を果たすことが可能であること。
 - （イ）合理的な範囲で取り得る安全対策を行うこと。
 - （ウ）安全配慮義務を受注者が負うこと。現地再委託先が業務従事者たるローカル人材に対して合理的な安全配慮を行い、そのための必要な措置を講ずること。またこの必要経費を定義すること。
 - （エ）契約において必要経費を適切に支弁すること。
- （１）本業務従事者のローカルコンサルタント等がウクライナで活動する際には、安全対策措置や JICA 本部、JICA ウクライナ事務所及び本邦コンサルタントの指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICA ウクライナ事務所と常時連絡が取れる体制とする。本件業務実施中における安全管理体制については、必要経費を含めプロポーザルに記載すること。かかる安全対策経費に関しては、別途契約時または契約期間内で変更する。
- （２）ウクライナにおける治安情勢状況に鑑み、現地調査及び現地情報の収集に関しては、ローカルコンサルタントの雇用及びその支援・補助業務を現地再委託により実施することを認める。
- （３）本業務再委託先のローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル 3 以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」（以下、「危険地域」という。）において再委託業務を実施することが想定される場合は、契約書において①再委託先が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で再委託業務を実施するように規定する、②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する、③右に基づき、再委託先は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する、④本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事を再委託先に明示し、⑤再委託先は委託先及び JICA ウクライナ事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること、また⑥現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者（発注者）の免責について付記することを検討すること。

(4) 再委託業務により、再委託先の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先と以下の対応について合意すること。

- ① 再委託先は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。
- ② 再委託先の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
- ③ 再委託先の対象地域での活動・地域間の移動は夜間外出禁止令に従い、原則として日の出から日の入りの間とする。
- ④ 再委託先の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じて JICA 人間開発部及びウクライナ事務所に共有する。
- ⑤ 本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先は委託先または JICA からの連絡に従う。また、再委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先および JICA 人間開発部及びウクライナ事務所に報告する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

59,153,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

本案件は定額計上があります（354,346,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	医学リハビリテーションパイロット事業実施・モニタリング業務	第4条 調査の内容 (2) 基礎情報の収集・分析	3,000,000円	委託費用一式	現地再委託
2	本邦招へい	第4条 調査の内容 (4) ウクライナ社会政策省・保健省等の要人の本邦招へいを通じた意見交換	5,727,000円	実施業務（国内移動の手配含む）。報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では4号0.3人月：内容を踏まえ提案、見直し可）	報酬 国内業務費
3	機材費	第4条 調査の内容 (3)パイロット事業実施を通じた将来的な協力可能性の検討・検証	345,000,000円	パイロット事業拠点として7カ所を想定。	機材費
4	安全対策		619,000円	戦争特約保険料	旅費

経費				
----	--	--	--	--

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書案」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

1) 報酬は紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を上限とします

2) ウクライナ国では JICA 指定ホテルに宿泊し、手配は JICA が行いますが、支払いは各自となります。宿泊費は全ての格付けにおいて、100 ユーロ/泊で計上してください。また、ポーランドまでの往復の航空券、旅行保険（戦争特約付保）の手配、及び、ポーランド滞在中のホテル宿泊については、JICA 事業関係者で手配・支払いをお願いします。

3) 安全対策費、鉄道・車両費：JICA がポーランド空港到着からウクライナ滞在を経てポーランド空港出発までの間の警護サービス・鉄道移動・車両の手

配を行い、費用を JICA が負担します（ポーランド国内では警護サービスは付けません）。なお、ウクライナ迄の移動は、ポーランド（ワルシャワ）まで空路で入り、そこから陸路（車両）で国境の町（ヘウム/Chełm）まで移動。その後電車に乗り換えて鉄道移動。但し、ヘウムからの国際列車が満席の際は、プシェミスル（Przemysl）駅発着の国際列車を利用する場合があります。

4）現時点では、ウクライナへの渡航は1回につき2名迄、最大9日間（移動日含む）を上限とし、以後の状況に応じこれら上限は変更となる可能性があります。このため、渡航日程は柔軟に対応できるようご検討ください。

5）ウクライナ国内での移動の時に安全対策上必要となる防弾車と身辺警護員等は、JICA 側が契約先の民間警備会社に委託し、それに係る費用を負担するため、見積書に含める必要はありません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)